

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合の
標準報酬月額保険者算定の特例について（延長）

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月～7月までの間、休業により報酬が急減した者について、臨時特例措置で取り扱ってきましたが、現下の状況を踏まえ、令和2年8月～12月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業によって報酬が急減した者についても、同様に特例措置を講ずることとした。

1. 対象者（以下の（1）～（3）のいずれにも該当する被保険者）

- （1）事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業（※1）させたことにより、急減月が生じた者
- （2）急減月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、急減月に設定の標準報酬月額に比べて、2等級以上低下した者
- （3）今回の特例措置による改定について、本人が書面で同意している者

（※1）休業とは

労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に全1日にわたり労働することができない状態又は所定労働日の労働時間内に1時間以上労働することができない状態。

2. 手続き方法

（1）提出書類

- ① 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）（別紙1-1・1-2・1-3）
- ② 事業主からの申立書（別紙2）
- ③ 被保険者からの同意書（別紙3）

（2）関係書類の保存

上記（1）提出書類への添付書類は原則不要。ただし、上記③の提出書類は、事業所において届出日から2年間は保存

（3）受付期間等

令和3年2月末（休日のため、翌営業日の3月1日まで）

ご不明な点がございましたら、業務課までお問合せください。
サニーピア健康保険組合 業務課 Tel 078-321-1241